

診療報酬明細書等の編綴方法について

後期高齢者医療に係る明細書等について、請求書の区分ごとに公費併用明細書、福祉併用明細書、単独明細書の順にし、群馬県請求分と他県請求分を下図のように、まとめて編綴してください。

